

5月25日(月)が期限です！

軽自動車税の減免申請手続き

身体等に障がいがあり、「表1」・「表2」に該当する方は、軽自動車税が減免になります。(ただし、普通自動車で減免を受けている方は対象になりません。)

また、手帳要件に該当の障がいのある方が所有する軽自動車で、通学・通院・通所のために常時介護をする方が運転する場合も対象になります。

■減免の手続き

(1) 昨年度申請をした方
昨年度に減免の申請をされた方は、本年度以降申請内容に変更がない限り、毎年度申請する必要はありません。(昨年度の内容に変更があった方は、改めて申請が必要です。)

(2) 今年度新たに申請する方
軽自動車税の納税通知書が届きましたら納付する前に、5月25日(月)までに税務課窓口で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

* 本人運転の場合

① 軽自動車税の納税通知書

② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

③ 運転免許証(本人のもの)

④ 車検証

⑤ 印鑑

* 家族運転・常時介護者運転の場合

① 軽自動車税の納税通知書

② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

③ 運転免許証

(運転する方のもの)

④ 車検証

⑤ 印鑑

⑥ 家族運転の場合
減免資格生計同一証明書
・常時介護者運転の場合
減免資格常時介護証明書

⑦ 問い合わせ
税務課市民税担当
(内線 155)

⑧ ⑥の問い合わせ
福祉課障がい福祉担当
(内線 182・183)

⑨ ⑥の問い合わせ
福祉課障がい福祉担当
(内線 182・183)

表1 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

| 障がいの区分 | 障がいの級別 | | |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| | 本人運転の場合 (障がい者本人が所有する車を本人が運転) | 生計同一者(家族)運転又は常時介護者運転の場合 | |
| 視覚障害 | 1級～3級・4級の1 | | |
| 聴覚障害 | 2級・3級 | | |
| 平衡機能障害 | 3級 | | |
| 音声機能障害 | 3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る) | | |
| 上肢不自由 | 1級・2級の1・2級の2 (両上肢の障がいのみ対象) | | |
| 下肢不自由 | 1級～6級 | 1級～3級の1 (両下肢の障害のみ対象)(3級の1は欠損に限る) | |
| 体幹不自由 | 1級～3級・5級 | 1級～3級 | |
| 幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 (一上肢にのみに運動機能障害がある場合を除く) | 1級・2級 | |
| | 移動機能 | 1級～6級 | |
| 心臓・腎臓・呼吸器 膀胱又は直腸・小腸の機能障害 | 1級・3級 | | |
| 免疫・肝臓機能障害 | 1級～3級 | | |
| 戦傷病者手帳【黒色】 | 視覚・聴覚平衡機能障害 | 特別項症～第4項症 | |
| | 音声機能障害 | 特別項症～第2項症 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る) | |
| | 上肢不自由 | 特別項症～第3項症 | |
| | 下肢不自由 | 特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症 | 特別項症～第3項症 |
| 体幹不自由 | 特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症 | 特別項症～第4項症 | |
| 心臓・腎臓・呼吸 膀胱又は直腸・小腸機能障害 | 特別項症～第3項症 | | |
| 療育手帳【紺色】 | 障がいの程度 A | | |
| 精神障害者保健福祉手帳【緑色】 | 1級 | | |

表2 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

| 運転手 | 障がい者本人の状況 | 車の所有者 | 使用目的 |
|--------------------|----------------------------|--------------------------|---|
| 障がい者本人 | | 障がい者本人 | 目的は問わない |
| 障がい者と生計を一にする者(家族等) | 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている | 障がい者と生計を一にする者(家族等) | 身体障がい者の ・通院・通学・通所 ・通勤・生業に使用する。 (1年を通し、週3日以上もしくは総使用日数か、走行距離数の50%以上) |
| | 上記以外 | 障がい者が18歳以上 障がい者が18歳未満 | |
| 障がい者を常時介護する者 | 世帯全員が身体障がい者等 | | 障がい者本人 |

* 生計を一にする者(家族等)・常時介護する者が運転し、減免を申請する場合には、⑥(減免資格証明書)が必要です。